合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく取り組み方針（例）

２ 添付資料　（２）－③

〇〇〇木材株式会社

平成２９年　　月　　日

　〇〇〇木材株式会社は、平成２９年５月２０日に施行された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成２８年法律第４８号。以下、「法」という。）第５条及び第６条に基づき、自らが取り扱う木材等（法第２条第１項に規定する木材等をいう。）の原材料となっている樹木が日本又は原産国の法令に適合して伐採されたことの確認（合法性の確認）を適切かつ確実に講ずるよう努める。